解散公告（第二回）

当公社は、平成二十九年十二月二十六日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

茨城県鹿嶋市大字平井一一八七番地一

鹿嶋市土地開発公社

清算人　市村　修

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

東京都杉並区松庵三丁目一二番一三号

日本基督教団曙教会

清算人　左近深恵子

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年一月十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

福井県敦賀市池河内八号二番地

池河内生産森林組合

代表清算人　川口　勉

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成三十年一月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

福岡県大牟田市大字倉永一六五二番地一

認可地縁団体市場東自治会

清算人　内野　正美

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年一月九日青森県知事の認可を受けて理事会における理事総数の三分の二以上の議決および評議員会の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

青森県青森市浪岡大字浪岡字平野一三一番地

学校法人映徳学園

清算人　寺山　寛

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年三月十四日開催の総会の決議により解散し、平成二十九年六月二十六日付けにて千葉県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

千葉県八街町富山六七番地五二

印旛郡八街町榎戸富山土地改良区

清算人　西山　行雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成三十年一月九日山梨県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

山梨県富士吉田市上暮地三丁目一番一号

学校法人福昌寺幼稚園

清算人　志村　裕昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十一月二十八日岐阜県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

岐阜県大垣市宮町一丁目一番地

大垣駅南街区市街地再開発組合

代表清算人　服部　正次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月二十八日の理事会の決議並びに平成二十九年十二月二十七日鳥取県知事の認可により、平成二十九年十二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十一日

鳥取県鳥取市戎町四五三番地

医療法人社団中村歯科クリニック

清算人　中村眞一郎

第四十五期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	三四八	流動負債	二四〇
固定資産	四四	賞与引当金	三三
資産の部合計	三九二	その他	二〇七
		負債の部合計	二四〇
		株主資本	一五二
		資本金	一二
		利益剰余金	一四〇
		利益準備金	三
		その他利益剰余金	一三七
		（当期純利益）	（一六）
		純資産の部合計	一五二
		負債及び純資産の部合計	三九二

東京都中央区新川一丁目四番一号

株式会社消費生活研究所

代表取締役　吉田　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡洞爺湖町入江七番地二、最後の住所北海道伊達市有珠町一二番地

被相続人　亡　今谷　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

事務所北海道室蘭市東町二丁目二七番四号

セミナービル三階

相続財産管理人　弁護士　阿部　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字関根字南関根一一八番地二、最後の住所青森県むつ市上川町八番四九号

被相続人　亡　村中　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

青森県むつ市金谷二丁目一番二七号中央ビル二階　むつ下北法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　聖

第51期決算公告

平成30年2月21日

神奈川県平塚市長持508番地

株式会社しまむら

代表取締役　島村　孝征

貸借対照表の要旨　（平成29年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,035,865	流動負債	652,531
固定資産	2,178,045	負債合計	1,149,865
繰延資産	486	株主資本	1,414,221
		資本金	80,900
		資本剰余金	57,100
		資本準備金	57,100
		利益剰余金	1,276,221
		利益準備金	7,350
		その他利益剰余金	1,268,871
		（うち当期純利益）	（2,034）
		評価・換算差額等	△2,220
		その他有価証券評価差額金	△2,220
資産合計	3,214,398	負債・純資産合計	3,214,398